

議案第 2 5 号

令和 8 年度港区国民健康保険事業会計予算

令和 8 年度港区国民健康保険事業会計予算

目 次

予 算 総 則	19 頁
第 1 表 歳入歳出予算	20
歳 入	20
歳 出	21

令和 8 年度港区国民健康保険事業会計予算

令和 8 年度港区の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,504,463 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

港 区 長 清 家 愛

第 1 表 歳入歳出予算

歲入

(単位：千円)

[illegible]

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,014,317
	1 総務管理費	926,203
	2 徴 収 費	88,114
2 保険給付費		13,817,839
	1 療養諸費	12,009,891
	2 高額療養費	1,633,781
	3 移 送 費	150
	4 出産育児諸費	146,059
	5 葬 祭 費	13,020
	6 結核・精神医療給付金	14,793
	7 傷病手当金	145
3 国民健康保険事業費納付金		10,325,600
	1 医療給付費分納付金	6,628,799
	2 後期高齢者支援金等分納付金	2,476,146
	3 介護納付金分納付金	1,011,111
	4 子ども・子育て支援納付金分納付金	209,544
4 保健事業費		171,234
	1 特定健康診査等事業費	157,587
	2 保健事業費	13,647
5 諸支出金		75,473
	1 償還金及び還付金	75,472
	2 公 債 費	1
6 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		25,504,463